

## 玉村町ママタクシー利用補助券交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、妊産婦（妊娠中または出産後間もない者。以下「妊産婦」という。）の通院及び出産に係る移動の安全確保並びに生活支援を図るため、妊産婦がタクシーを利用する際に用いる補助券（以下「補助券」という。）を交付し、補助券の交付に伴う補助金の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「妊産婦」とは、玉村町に住民票を有し、妊娠中又は出産後の者であって、申請時点で妊娠週数又は産後期間が本要綱で定める基準に該当するものをいう。
- (2) 「事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉限定許可を除く。）として国土交通大臣の事業許可を受け、玉村町内に本社、営業所又は配車センターを有するタクシー事業者をいう。
- (3) 「補助券」とは、妊産婦が事業者の運行するタクシーの運賃支払に充当できる券をいう。

### (対象者)

第3条 補助券の交付対象は、母子健康手帳又はその他出産予定日を確認できる書類で町長が認めるものを所持する者であって、母子健康手帳が交付された日から、出産予定日の属する月の翌月初日を起算日として12か月を経過する月の末日までの期間（以下「対象期間」という）にある妊産婦とする

### (協定)

第4条 本事業の実施に当たり、あらかじめ本町と事業者との間で、玉村町ママタクシー利用補助券事業実施協定書（様式第1号。以下「協定書」という。）により協定を締結する。

### (本事業の実施要領)

第5条 本事業の対象となる者は、本要綱第3条に規定する妊産婦のうち、玉村町ママタクシー利用補助券交付申請書（様式第2号）を玉村町へ提出し、ママタクシー利用補助券交付決定通知書（様式第3号）及びママタクシー利用補助券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）とする。

- 2 補助券は、交付決定の日から対象期間内に限り利用できるものとし、各補助券ごとに利用可能期間を券面又は交付決定通知書に明記するものとする。
- 3 利用者は、事業者が運行するタクシー車両（以下「運行車両」という。）への乗車時に、そのドライバー（以下「ドライバー」という。）に補助券を渡すとともに、利用者本人であることを証明するため、母子健康手帳、健康保険証、運転経歴証明書その他公的な身分証明書を提示するものとする。
- 4 ドライバーは、利用期間内である場合のみ、補助券を受け取ることができる。
- 5 利用者は、運行車両からの降車時に、その運賃から補助券に記載された金額の合計額（以下「利用額」という。）を控除した額をドライバーへ支払うものとする。ただし、運賃を上回る利用額とすることはできない。
- 6 ドライバーは、補助券の裏面に必要事項（利用日、乗車区間、運賃額等）を記載するものとする。
- 7 補助券の交付枚数は、予算の範囲内で毎年度町長が定める。

（補助金の請求）

第6条 事業者は、補助金を請求する際は、ママタクシー利用補助券事業費補助金請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 利用済みの補助券
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 請求期日は、協定書に記載するとおりとする。

（補助金の支払い）

第7条 町長は、補助金の請求があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、事業者に対し、ママタクシー利用補助券事業費補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知し、遅滞なく支払うものとする。

（補助金の経理等）

第8条 前条の規定により補助金の交付を受けた事業者は、補助金に関する経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に関する証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておき、町長が必要と認めた場合に、町長へ提示するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 町長は、申請書に記載された個人情報について、本要綱の目的に必要な範囲で利用し、適切に管理するものとする。必要に応じて関係機関への照会を行うことがある。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。